

政策8 住民みんなの健康づくりの推進

施策20 医療体制の充実

現況と課題

高齢化が進む中で、市民の健康を支える医療体制の充実が重要となってきています。本市では、幡多保健医療圏の中で、幡多けんみん病院、市民病院、民間医療機関等の連携を軸に地域医療の体制を確保しています。

市民病院は、幡多けんみん病院とともに急性期医療を担う重要な位置づけにありますが、近年の医療改革制度、診療報酬のマイナス改定、医師不足等により、厳しい経営状況が続いています。現在は5診療科、医師10名（平成30年度末）の体制で運営し、市内で唯一全身麻酔手術が可能な医療機関として多くの緊急手術を行うとともに、禁煙外来、人間ドックや脳ドック、各種健診等も実施することで市民の健康を守っています。経営改善としては、平成28年度に「経営健全化計画」の見直しを行い、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の4つの視点に立ち病院職員一人ひとりが経営健全化に取り組んでいます。

また市民病院は市の災害医療救護計画において災害時の救護病院に指定されており、平成24年度に院内で組織されたDMAT（※）について、平成30年度には日本DMAT2チーム、高知DMAT1チームとなり、更なる災害対応能力の向上を図っています。また、平成28年度から地域包括ケア病床を55床に拡大し、収益の向上を図るとともに、急性期の治療が終了しても、在宅や介護施設等での療養に不安がある方などのために、在宅復帰に向けた治療や支援を行っています。

西土佐地域では、平成31年度に医師2名体制が確立し、西土佐診療所と3つの出張診療所を運営しています。訪問診療・訪問看護体制の構築や介護との連携など、在宅医療の拠点を担うとともに、身近なかかりつけ医としての機能充実に努めています。また、救急医療については、宇和島方面とも連携しています。

救急医療体制については、休日の急病患者に対する一次救急医療を確保するための在宅当番医制を、平日夜間においては、輪番制方式により入院を必要とする重症患者の二次救急医療を整えています。加えて、こうち医療ネット（高知県救急医療・広域災害情報システム）を活用することで、救急医療情報や災害時の医療機関の受け入れ、医療救護所の開設情報及び備蓄物資などの情報を広域的に得ることができる体制となっています。

また、市内には、小児科、産婦人科、眼科が少ないなど、広域連携による医療体制の確保が必須となっています。加えて、高齢化率の上昇に伴い、訪問医療の充実、介護との連携が急務となっており、地域医療を支える医師・看護師、リハビリ等の専門職の確保が必要となっています。

関連計画

名称	策定年	計画期間
四万十市立市民病院経営健全化計画	H28	H29～R2

※ DMAT
災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム

主な施策

施策名	内容
1 地域医療体制の充実	<p>①地域完結型医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民病院と民間医療機関の連携により、急性期から回復期、療養期までの地域完結型の医療体制を確保していきます。 西土佐診療所の施設・設備の改修、市民病院と連携した医師・看護師等の体制確保を目指すとともに、さらなる経営健全化に努めます。 <p>②救急医療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多けんみん病院、市民病院、幡多医師会（在宅当番医制、病院群輪番制）等との連携により救急医療体制を確保し、充実を図ります。 <p>③広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多保健医療圏の中で、高度医療、救急医療、多様な診療科を確保できるよう国・県等との連携に努めます。 <p>④医療・介護・福祉の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。 <p>⑤適正受診の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 幡多圏域における医療体制の現状について市民の理解を進め、適時適切な受診の啓発に努めます。
2 市民病院の充実	<p>①地域医療の中核機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期医療の拠点機能を維持・充実させていきます。 市民の医療ニーズや健康管理に関わる課題、広域の医療情報などの収集・整備に努め、地域の医療機関と共有するとともに、地域の医療機関のニーズを把握し、国・県等と連携して課題解決を図ります。 高度医療、救急医療等における広域連携・調整の機能を担うとともに、災害時の医療体制（DMATや資機材整備等）の強化を図り、広域の医療に貢献します。 <p>②診療体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズに応える診療科の維持・充実に努めます。 医師、看護師等の人材確保に努めます。 <p>③経営健全化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民及び地域の医療機関のニーズに応え、本市の地域医療の拠点としての機能を果たしていけるよう、経営の健全化を進めます。 脳ドック、禁煙外来など、本病院ならではの特色づくり、患者サービスの向上により選ばれる病院づくりを進めます。 ホームページ、病院広報誌などによる情報発信を充実します。 医療費請求の適正化、ジェネリック医薬品の導入、業務の効率化などを進めるとともに、職員意識の向上により経営感覚を向上していきます。

施策21

生涯健康づくりの推進

現況と課題

我が国では平均寿命が伸びる一方、健康で活動的に暮らせる期間（健康寿命）はそれより10年程度短い状況にあり、社会的な課題になっています。生涯の健康はすべての人の願いであり、一人ひとりの主体的な健康づくりが求められています。

本市では、健康増進計画に基づき、子どもから高齢者まで誰もが心身ともに健やかで心豊かに生活を送ることができるよう、市民の健康の保持増進に力を入れ、特定健診・特定保健指導、各種がん検診などを実施するとともに、歯と口の健康づくり推進条例を制定し、歯科口腔事業や歯科口腔検診事業についても計画的に推進しています。また、児童を対象とした食育講座や生活習慣病予防のための講習及び地域ごとに健康・福祉地域推進事業を展開し、健康教育や健康相談を実施しています。

精神保健については、精神疾患だけではなく、発達障害、うつ、ひきこもり等幅広く対象とした相談援助を行う必要があることから、保健、医療、福祉、就労等の専門機関が連携して支援を行っています。また、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指し、平成31年3月に「自殺対策計画」を策定し、生きることの包括的な支援を計画的に推進しています。

市民が心身の健康を保持増進していくためには、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたり切れ目のない支援が重要であり、保健活動を通じて医療機関や学校、職場、地域と連携しながら、一人ひとりが主体的に健康づくり活動を継続できるよう促していくことが求められます。本市では、健診（検診）受診の促進とともに、健診（検診）結果から生活習慣の改善及び適切な治療へとつなげていますが、全国と比較して糖尿病を基礎疾患として死亡する人の割合が高くなっています。早期介入保健指導事業により生活習慣病予備軍の早期発見と健診継続の意識づけを行い、若い世代の健康意識の向上を図るとともに、健康・福祉地域推進事業による健康福祉委員会を中心に、医療・保健・福祉関係機関が連携して、市民が意欲的に、楽しく健康づくりに取り組めるよう支援していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
特定健康診査の受診率	44.4% (H30)	70%以上
12歳児一人の平均むし歯数	1.07本 (H30)	0.5本以下
成人歯科健診（成人～壮中年期）	3.8% (H30)	10%
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	23.24人 (H30)	17.4人
喫煙する人の割合	男性29.7%、女性9.5% (R1)	男性20%以下、女性5%以下
生活習慣病のリスクを高める量飲酒している人の割合（毎日男性2合以上、女性1合以上）	男性27.8%、女性9.4% (H30)	男性13%以下、女性6.4%以下

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
健康増進計画	R1	R2～R6
歯と口の健康づくり基本計画	R1	R2～R6
自殺対策計画	H30	H31～R5
国民健康保険特定健康診断等実施計画	H29	H30～R5

主な施策

施策名	内容
1 多様な健康づくりの推進	<p>①疾病の予防と早期発見の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導、各種がん検診を実施します。 ・生活習慣の改善、健康学習による健康増進を進めます。 ・健康情報を分析し、関係機関や、健康福祉委員会等の地区組織活動と連携しながら市民の健康保持・増進に活用していきます。 ・子どもの頃から健康的な生活リズムを身につけるために、『早寝・早起き・朝ごはん+運動』を、成人期からは『みず・めし・うん・うん(※)』をキーワードに普及・啓発します。 <p>②歯と口の健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師会と連携し、市民の自己管理（セルフケア）能力の向上を推進します。 ・市民への歯と口に関する情報提供や関係機関との連携により、歯と口の健康づくりを推進します。 <p>③こころの健康の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携により、職業訓練、就職あっせん、福祉就労などに結び付ける支援を推進します。 ・こころの健康が保持できず社会参加が達成されない人のために、各種相談機関等と連携して社会参加への支援や専門機関への引継ぎを行います。 ・自殺予防に関する普及啓発活動、ゲートキーパーの拡大と対応力の確保・向上、関係機関の連携強化を図り生きることの包括的な支援を行います。
2 家庭・地域ぐるみで進める健康づくり活動の支援	<p>①健康情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が健康づくりに関する意識・知識を高めていけるよう、健康学習や正しい情報の提供を行います。 <p>②地域における健康づくり活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・福祉地域推進事業を推進します。 ・健康福祉委員会と連携して住民の健康づくりに関する課題把握、健康づくり活動を進めます。

※ みず・めし・うん・うん

毎日の体調を整えるための4つのポイント（みず=水分、めし=食事、うん=排便、うん=運動）

政策9 支えあう地域づくりの推進

施策22 地域福祉の推進

現況と課題

少子高齢化・人口減少が進む社会であっても、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるためには、公的な支援のみならず、住民同士で支え合う地域の力が不可欠となってきています。

本市では、市街地・山間部を問わず人口減少と高齢化が進み、ライフスタイルの変化等により地域コミュニティの機能低下が進行しているほか、住民一人ひとりの生活課題や福祉ニーズも多様化する中で、行政の役割だけでは、住民が住み慣れた地域で生活を維持することが難しくなってきています。住民の健康で安心な生活を支えるためには、新たな地域福祉の仕組みを構築していく必要性が高まっています。

市では、「地域に根ざした地域福祉の創造」を理念に掲げ、市社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進してきました。平成24年度には健康・福祉地域推進事業を立ち上げ、地域において健康福祉委員会が組織され、「介護予防、健康づくり」「支え合いの地域づくり」を目的に、地域が主体となった取り組みが進められています。また、株式会社大宮産業を住民自らが立ち上げた西土佐大宮地区では、地域での支えあいや経済活動など、地域生活を支える共同事業を展開しています。

推進体制については、市が策定する「地域福祉計画」とその実践部分を担う計画として市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的なものとし、また、権利を守る各種制度の充実と利用支援を目指す「成年後見制度利用促進基本計画」も含め、令和元年度に計画の見直しを図りました。計画では市・社会福祉協議会・地域住民や関係機関が協働して目指すべき方向性を示していますが、今後とも、それぞれ力を出し合い、協働により住民の健康と福祉を支えていく体制を充実していく必要があります。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
健康福祉委員会の組織率	中 村 地 区：47.6% (H30) 中村地区以外：80.6% (H30)	中 村 地 区：57.1% 中村地区以外：82.3%
社会福祉協議会ボランティア登録者数	個人232人、団体20団体 (H30)	個人250人、団体27団体

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6

主な施策

施策名	内容
1 地域福祉の基盤づくり	<p>①協働による地域福祉推進体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の機会の提供を図り、人材の育成に努めます。 ・社会福祉協議会と連携し、地区活動や民生委員・児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の仕組みづくりを進めます。 <p>②生活支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置及び生活支援等サービス体制整備推進会議を設置し、高齢者の生活支援ニーズや地域資源の把握を行うとともに、生活支援サービス等の担い手育成、活動の場の創出や、関係者とのネットワークづくりを促進します。 <p>③誰にもやさしい環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 ・手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 <p>④生活困窮者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困りごとや不安を抱えている方に対して相談窓口を開設し、関係機関との連携のもと自立に向けた支援を行います。 ・住居確保給付金の支給、就労準備支援や家計改善支援を通じて就労に向けた支援や生活再生の支援を推進します。
2 地域に根ざした支え合い活動の推進	<p>①健康・福祉地域推進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。 <p>②避難行動要支援者の避難支援体制の強化</p> <p>【再掲：施策4 災害に強いまちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援個別計画に基づいた支援体制の強化を地域とともに進めます。 ・福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備・資材・医療的ケアなどの準備を進めます。



施策23

地域で支える子育ての推進

現況と課題

少子化が進行する中で、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりが求められています。

保育サービスについては、子ども数は減少しているにもかかわらず、ここ10年間入所児童数は増加傾向にあり、特に低年齢児の入所希望者が増加しています。また、障害児保育の需要も増加しており、加配保育士の確保が課題となっているほか、一時預かり保育、病児保育、延長保育等の確保、認定こども園開設など、保護者のニーズが多様化しているため、保育所再編も含め内容を検証しながら対応していく必要があります。

子育て支援では、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始するなど経済的な負担の軽減が図られてきていますが、核家族化の進展や転勤などにより、孤立しがちな子育て家庭への育児相談や保護者・親子の交流支援が必要となっています。このため、子育て支援センターをはじめ、子育てサークルや子育て応援団への支援に加え、子育て情報の提供なども充実していく必要もあるほか、ファミリーサポートセンター事業など地域ぐるみで子育てを行うという視点がますます重要となっています。

また、子どもが安心して過ごす居場所として、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館を利用することで、遊びや多様な体験等を通じて心身ともに健全な育成を図り、家庭の子育てを支援します。これらの事業実施については、子どもの利益を考慮し、各事業の特色を活かして推進していくことが求められます。

母子保健については、乳幼児健診、各種教室・相談などを実施し、育児不安の解消に努めているところです。

また、妊娠期から乳幼児期までの切れ目ないきめ細やかな支援を行う拠点として子育て世代包括支援センターを設置し、必要な助言や相談及び関係機関との連絡調整を行っています。

今後も、いじめ・不登校の深刻化、子育てコストの増大、児童虐待など子育てをめぐる様々な問題が懸念される中、保育所・幼稚園、小中学校、市民・地域が手をたずさえて地域全体で子育て・親育ちを支え、子どもたちが安心して育ち、若い人たちが「ここで子育てをしたい」と思えるようなまちをつくっていくことが求められます。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
保育所入所待機児童数（0歳児）	17人（H30）	0人
ファミリーサポートセンターの会員数	51人（R1）	175人

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
子ども・子育て支援事業計画	R1	R2～R6
保育計画	H29	H30～R4

主な施策

施策名	内容
1 保育サービスの充実	<p>①保育所施設整備と適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な判断のもと計画的な施設整備を図ります。 子ども数の動向に即して、施設の再編を進めます。 <p>②保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児保育の充実を図ります。 保護者の勤務形態が多様化する中、その保育ニーズに適切に対応するため、取り組みを推進します。 <p>③保育と教育の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所におけるこども読書の導入など、保育と教育の連携に取り組みます。
2 地域での子育て支援の充実	<p>①子育て支援機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政と地域が連携を図り、子育て支援センターや児童館、ファミリーサポートセンターなど子育て支援機能を充実させます。 子育てに関する情報の収集・一元化を図り、市民や保護者等と情報の共有を行います。 <p>②子育てサークル・地域子育て活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て当事者による自主サークルや子育て応援団の活動を支援します。 <p>③ひとり親家庭等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の就業に向けた資格取得等を支援します。 各種手当を給付して家庭の経済的な安定を支援します。 <p>④放課後の居場所づくり 【再掲：施策17 青少年・若者の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童支援員に必要な知識・技能の向上に取り組むとともに、人の確保について支援します。 <p>⑤青少年活動の促進 【再掲：施策17 青少年・若者の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども会の活動を支援します。 学校の部活動のほか、地域スポーツクラブや地域文化の伝承活動など、地域における青少年の活動・活躍を支援します。
3 保健・医療による子育て支援の充実	<p>①母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関・関係機関と連携し、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を充実します。 発達に不安のある乳幼児に対し、医療機関、保育所等との連携を図り、子どもの成長と育児を支援します。 <p>②子ども医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。



施策24

高齢者福祉の充実

現況と課題

我が国では、人口の急速な高齢化に対応して社会保障の構造改革が進められています。

介護保険制度は、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になる2025年を目途に、医療・介護・住まい・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すための改正がなされ、市町村ごとに体制づくりが進められることになりました。

本市は、65歳以上の高齢者人口がすでに3割を超えている状況にあるため、各種健診や歯と口の健康づくり等を進めるとともに、筋力アップ教室、温水トレーニング教室、まちなかサロン等、介護予防・高齢者の社会参加の場の提供や各地域における健康福祉委員会による健康づくり活動を促進するなど、介護予防事業に力を入れています。また、シルバー人材センターや老人クラブなど、高齢者の社会参加を促進しています。しかしながら、各種の事業や活動については、参加者の固定化がみられるため、参加につながる情報の提供や移動手段の確保が課題となっています。

また、地域の中では、高齢化の進展により、独居や認知症高齢者への対応も問題となっています。市内には、特別養護老人ホームやグループホーム等の住まいも充実してきていますが、今後も特別養護老人ホームへの入所を希望する方は多く、要介護状態になっても安心して自宅や住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境を確保していくことが大きな課題となっています。

生涯健康で、自分らしい生活を継続することはすべての人の願いでもあり、身近な地域の中で、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していくためには、本市に息づく地縁や住民同士の助け合い意識を基本に、専門職と住民が連携して安心できる支援体制を築いていくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
要支援・要介護認定を受けていない人の割合	82.24% (H30)	82.50%
認知症サポーター養成講座受講者数	3,491人 (H30)	4,500人

関連計画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	H29	H30～R2

主な施策

施策名	内容
1 地域ぐるみの支援体制の確立	<p>①地域包括ケアシステム構築の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議の充実や医療、保健、福祉等の連携による地域包括ケア体制を充実し、介護予防から介護、看取りまで切れ目のないサポートを実現していきます。 <p>②健康・福祉地域推進事業の推進【再掲：施策22 地域福祉の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉委員会の設立支援や活動内容の充実を図り、住民を主体とする支え合いと協働・連携による福祉推進の活動拠点の基礎とします。
2 介護予防・生活支援の総合的な推進	<p>①高齢者の活躍支援と介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が仕事や地域活動に参加し、生きがいを感じながら健康づくりと地域づくりに貢献していけるよう努めます。 介護状態にならないために、筋力アップ施策の充実を図ります。 健康福祉委員会を中心に、地域での健康づくり活動を推進します。 利用者の多岐にわたる個別ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業の推進に努めます。 <p>②在宅生活の支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修、緊急通報システムの活用により安全・安心な生活を支えます。 見守りによる食の確保（配食）により、健康で自立した生活の手助けをするとともに安否を確認します。 <p>③認知症施策と権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症サポーターの養成や専門職を対象とした研修会・検討会の開催のほか、介護者支援等を充実します。 高齢者虐待の防止等、権利擁護に関する普及啓発や関係機関との連携に努めます。 成年後見制度の活用促進に向けた周知・啓発や、後見人等を支援する体制整備を行います。
3 介護サービスの効果的な提供	<p>①介護サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅サービスと施設サービスのバランスを取りながら、高齢者のニーズを踏まえて、サービス基盤をより一層充実させます。 <p>②適正な介護サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の解決すべき課題（ニーズ）や状態に即した利用者本位の介護サービスが適切かつ効果的に提供されるように、事業者への指導や支援を行います。 <p>③医療・介護・福祉の連携強化【再掲：施策20 医療体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築により、介護・医療・住まい・生活支援・予防にわたるニーズに応えられるよう、地域ケア会議の開催など、医療・介護・福祉との連携を強化します。
4 持続可能な支援体制の確保	<p>①介護保険事業の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス給付等の必要量を見込み、介護保険料の適切な設定と収納による持続的な制度運営を図るとともに、サービスの有効かつ適正な提供に努めます。 サービスの質の向上、効果的な介護予防やケアの実現を図るため、介護保険サービス事業者・従業者等の育成・支援に努めます。

施策25

障害者福祉の充実

現況と課題

障害者権利条約の批准を機に、生活や社会参加において障害を理由とする差別が完全撤廃されることが目指され、障害のある人が地域で普通の生活が送れる社会づくりが求められています。障害のある人が安心して自分らしく暮らしていけるまちは、誰もが暮らしやすいまちと言えます。

本市では「ノーマライゼーション」の理念に基づき、お互いに支え合う「共生」のまち（相互理解とバリアフリー）、地域生活を支える「支援」のまち（生活支援と権利擁護）、意欲と生きがいに満ちた「豊か」なまち（リハビリテーションと社会参画）づくりを進めてきました。

現在、精神障害者保健福祉手帳を持つ人や自立支援医療（精神通院）を利用する人、発達に心配のある子どもの増加がみられます。精神障害や発達障害等に対する市民の理解は少しずつ広まっていますが、さらにその理解の促進を図るとともに、障害者自身が社会参加できるよう、就労支援、入院・入所者の地域移行なども進めていく必要があります。また、自己決定に基づく適切なサービス利用等を支える相談支援やサービスの量・質の確保など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進めていくことが必要です。

これらの課題に対応していくためには、相談支援体制の充実をはじめ、教育や医療、労働、行政等の関係機関の協働による支援体制を確保していくことが重要です。

◆目標指標

指 標	現 況	目 標
障害者優先調達推進法に基づく市からの発注額	5,017,636円 (H30)	7,500,000円
Net119及びメール119（※）の登録者数	3名 (R1)	30名

※ Net119及びメール119

音声による119番通報が困難な聴覚障害や言語障害のある方が、スマートフォンなどから通報用Webサイトへアクセス（Net119）、または携帯電話から電子メールを利用（メール119）して、火災や救急などの通報を行い、消防車や救急車の要請ができるサービス

関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域福祉計画	R1	R2～R6
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	H29	H30～R5

主な施策

施策名	内 容
1 共生のまちの基礎づくり	<p>①障害の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターや障害者支援センターと連携を図りながら、交流機会の確保や各種研修等を通じて、障害者の理解の促進に努めます。 <p>②誰にもやさしい環境づくりの推進</p> <p style="text-align: right;">【再掲：施策22 地域福祉の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちや建物、交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。 手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。 <p>③権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の撤廃や虐待の防止、権利擁護や成年後見の仕組みを充実します。
2 情報・相談体制の充実	<p>①障害の早期発見・早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害特性の理解促進に努め、医療・保健機関や教育・保育施設・職場等と連携し、障害の早期発見・早期対応を図ります。 <p>②情報提供・相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を中心に、相談支援事業所の機能強化と医療・教育・就労・福祉等と連携し支援体制の充実を図ります。
3 自己実現と社会参加の支援	<p>①子育て支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 0歳から就学、就労までの切れ目のない支援を実現します。 障害や発達に心配のある子どもの療育の実効性を確保するため、保護者の障害受容の促進や家庭での療育環境の充実を図ります。 特別支援教育の体制づくり、教職員や子ども、保護者同士の理解促進により、障害の有無に関わらずともに学ぶ学校づくりを進めます。 <p>②保育サービスの充実【再掲：施策23 地域で支える子育ての推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児保育の充実を図ります。 <p>③一人ひとりに寄り添う教育の充実</p> <p style="text-align: right;">【再掲：施策16 学校教育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育など、障害の有無に関わらず、ともに学ぶ環境づくりを進めます。 <p>④就労等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の能力に基づき障害者就労支援専門機関と連携し、就労に向けての課題解決や就労の定着への支援を進めます。 <p>⑤社会参加機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を中心に障害者のニーズの把握により、多様な社会参加の機会確保に努めます。 生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動を支援します。 障害者団体の活動を支援します。
4 地域生活の支援	<p>①障害福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問系サービス、日中活動系サービス等により在宅生活を支援します。 <p>②地域生活支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援、意思疎通支援、日常生活用具等の支援など、在宅生活を支援します。